

国立大学法人東京農工大学管理職手当支給細則の一部改正

現行			改正			改正理由
本則 (支給範囲) 第2条 職員給与規程第23条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職を占める職員は、次に掲げる職員とする。			本則 (支給範囲) 第2条 職員給与規程第23条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職を占める職員は、次に掲げる職員とする。			「イノベーション推進機構」が廃止され、新たに「未来価値創造研究教育特区」が設置されることに伴う改正
組織	職務区分	適用区分	組織	職務区分	適用区分	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(新設)	(新設)	(新設)	<u>未来価値創造研究教育特区</u>	<u>未来価値創造研究教育特区長</u>	<u>V種</u>	
卓越リーダー養成機構	卓越リーダー養成機構長	V種	卓越リーダー養成機構	卓越リーダー養成機構長	V種	
<u>イノベーション推進機構</u>	<u>イノベーション推進機構長</u>	<u>V種</u>	(削る)	(削る)	(削る)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

附 則 (令和3年7月1日細則第11号)
 この細則は、令和3年7月1日から施行する。